

質問事項への回答

■質問1. 地域包括支援センター・主任ケアマネジャーからの質問

認知症と診断されている独居男性（要支援2・週1回ヘルパー利用）のケース

認知症と診断された後は免許を更新せず、妻が運転をしていたが、その妻が亡くなってしまった。以後、パチンコ屋に行きたいからと、本人が無免許運転をしている。保険が下りない可能性があるからと、担当ケアマネや関西在住の息子が説得しても聞き入れないため、鍵を取り上げることも検討している。主治医には、近々報告・相談する予定。本人が事故を起こした場合、家族にも責任が問われることがあるのでしょうか？

□回答1.

1 無免許運転は、本人が交通事故を起こさなくても深刻な事態を家族にもたらすおそれがあります。それは無免許運転自体が犯罪だからです。要するに本人の無免許運転が非常に問題であるだけでなく、本人の無免許運転に対する家族のかかわり方次第では、家族も本人の無免許を手伝った者として罪となる場合があります。

すなわち、無免許運転を行った場合、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」となる可能性があります。本人は事故を起こさなくても「犯罪者」となりしかも刑罰が科せられるので、非常に深刻な事態となるという自覚を促す必要があります。

また自身が無免許運転をしていない家族の場合でも、①無免許運転をするおそれがある人物に自動車などを提供し、その人物が無免許運転をしたときは「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」が、②無免許であることを知りながら自動車を運転するよう要求・依頼し、その自動車に同乗した場合は「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」が科されることになっています。さらにこれら①②の「無免許運転幫助行為」を行った場合、違反点数に係わらず欠格期間2年（取消しなどの処分前歴がある場合は4年）の運転免許取消処分を受ける可能性があります。

それゆえ、「認知症患者の交通事故」と同じように、いやそれ以上に問題が大きいと言えます。この点、「事故を起こさなければ大丈夫だろう」という感覚が本人だけでなく家族にも少しでもあるとしたら、今すぐに考えを改めて下さいね。もちろん仮に交通事故を起こしたら、講義でも触れました「自動車運転過失致死傷罪」にも問われる可能性があります、刑罰がどんどん重くなってきます。

2 次に本人が事故を起こしてしまった場合に家族が賠償責任を負うかについてですが、私が講義で述べたとおりです。

まず本人に責任能力、すなわち、「自己の行為が違法なものとして法律上非難されるものであることを弁識しうる能力」（個別具体的に判断されるが、概ね11～12歳程度が責任能力の分かれ目）を有している場合は、交通事故は本人の責任ですので、家族が賠償責任を問われることはありません。

しかし、仮に認知症等の影響で本人に責任能力がない場合は、代わりに法定の監督義務者又はこれに準ずる者が賠償責任を負うこととなります。家族の場合は「法定の監督義務者に準ずべき者」に該当するか否かが重要です。

この点、JR東海事件の最高裁判決では、「責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、 衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである」としています。

その上で「このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど 衡平の見地からその者に対し精神障害者（認知症）の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」としています。

これをご質問の状況に当てはめると、別居で本人に対して日常関わっていない関西の息子さんは「法定の監督義務者に準ずべき者」には当たらないと思います。それゆえ賠償責任は問われないと考えられます。

3 他方、講義でも触れましたが、本人が運転していた自動車の所有者は、自動車損害賠償保障法第3条の「運行供用者」に該当するので、賠償責任が発生いたします。

4 最後に保険の話です。本人が無免許運転でも、被害者救済のための自賠責や民間の対人・対物保険の適用はあります。しかし、自分を守るための保険は、無免許の場合に適用がない場合もあります。なので、「無免許運転の場合は保険が下りない可能性がある」というのは正しいので、本人に無免許運転を止めさせるための説明として利用されるのが良いでしょう。

いずれにせよ、無免許運転が犯罪であることに鑑みると、鍵を取り上げるということも必要かも知れませんね。

■質問 2. クリニック・ケアマネジャー からの質問

クリニックの利用者が、「医師が認知症の診断をするなら、病院に火をつける！」と脅します。何かしらの罪になるのでしょうか？

□回答 2.

刑法 222 条（脅迫）では、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」となっており、

さらに刑法 223 条（強要）では、「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。」となっていますので、脅迫罪や強要罪などの罪に該当する可能性があります。

■補足

研修会終了後に、『医師やケアマネなどの支援者が、ご本人や家族に対し、対人対物賠償保険や弁護士費用特約などの保険の事を確認し、もしもの場合に備えて、加入しておいた方が良い』とアドバイスすることが、保険業法に違反しないか』との質問がありましたので、私の考えを申し上げます。

結論的には「違反しない」と思われます。理由は以下のとおりです。

保険業法 275 条（保険募集の制限）では、「(次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか)、何人も保険募集を行ってはならない。」とされ、保険募集人に資格がない者の保険募集を禁止しています。これがご質問で争点となる条文です。

そこで、ご質問の上記のアドバイスが「保険募集」に該当するかが問題となります。

保険業法第 2 条 26 項では、「この法律において『保険募集』とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。」とされています。

しかし、その内容が少し曖昧だったので「保険業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 45 号)に基づく改正政令・内閣府令および保険会社向けの総合的な監督指針」で、以下のように明確化が図られることになりました。

(監督指針Ⅱ-4-2-1(1))

法第2条第26項に規定する保険募集とは、以下のア～エの行為をいう。

- ア. 保険契約の締結の勧誘
- イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
- ウ. 保険契約の申込の受領
- エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介

これをご質問について当てはめると、医師やケアマネ等の支援者は保険契約締結の当事者(保険会社や代理店や保険募集人)ではありませんので、ア～ウには該当しません。それゆえ、エの媒介(=仲介)に当たるかが問題となります。

この点、上記監督指針では、

「なお、上記エに該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえたうえで、以下のア. 及びイ. の要件に照らして、総合的に判断するものとする。」

ア. 保険会社又は保険募集人などからの報酬を受け取る場合や、保険会社又は保険募集人と資本関係等を有する場合など、保険会社又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があること。

イ. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。」

とさらに明確化されています。

これをご質問の場合に当てはめると、医師やケアマネ等の支援者は、特定の保険会社から頼まれて当該保険会社の特定の保険商品の契約締結を勧めているものではなく、一般論として安心のために保険への加入を勧めているものです。それゆえ、「ア. 保険会社又は保険募集人などからの報酬を受け取る場合や、保険会社又は保険募集人と資本関係等を有する場合など、保険会社又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があること」にはあたりませんし、「イ. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うもの」でもありません。

「対人賠償保険」「対物賠償保険」や「弁護士費用特約」などは単に損害保険や特約の種類を説明するものに過ぎず、特定の保険会社の具体的な保険商品を推奨しない限り、「イ. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うもの」には該当しないと思われます。そして、保険会社から報酬をもらうものでも、保険会社と業務的なつながりがあるわけでもありませんから、上記のアに該当しないことは明らかです。それゆえ、上記監督指針の「以下のア. 及びイ. の要件に照らして、総合的に判断するものとする。」との判断方法からしても、「エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介」には該当しないと考えられます。

(回答責任者 弁護士篠木潔)